

**平成30年度北九州市食品衛生監視指導計画（案）に対する
市民意見の概要及び市の考え方について**

| 意見の項目 | 意見の概要（意見提出者） | 北九州市としての考え方 | 番号 |
|----------------------------|--|---|--------------------------------------|
| <p>第二 監視指導の実施体制等に関する事項</p> | <p>3 農林水産部局等他部局との連携体制 (1)食品表示に関する情報交換等 【P3】</p> | <p>食品表示法が施行され、今までよりも複雑で掲載情報量も増えてきています。また、今後は食品添加物表示および加工食品の原料原産地表示もあたらしいものへと随時移行していきます。消費者にとって商品選択の際、唯一たよりになるものだけに、食品表示法の管轄が市になったことで問い合わせ先などを広く周知させる取り組みも行なっていたきたい。同時に、自治体によっては独自に「食品表示110番」を設置しているところもあります。北九州市でもぜひ設置を検討していただきたい。（消費者）</p> | <p style="text-align: center;">1</p> |
| <p>第三 監視指導の実施に関する事項</p> | <p>2 平成30年度の監視指導内容 (1)重点対策 ①食肉の衛生対策事業 【P7】</p> | <p>本計画（案）にも記載されているように、食肉の生食および加熱不足による食中毒は市内においても多発しています。特に日本人は刺身などのように、新鮮で生食できるものを好む傾向がありますが、食肉（鶏肉や牛肉、豚肉）などの生食には生命にかかわる危険性があることを、学校教育の段階から啓発していく必要があると考えます。教育委員会学校保健課との連携も検討していただきたい。（消費者）</p> | <p style="text-align: center;">2</p> |
| | <p>2 平成30年度の監視指導内容 (2)市内流通食品の衛生対策 ①表示基準に関する啓発指導事業 【P9】</p> | <p>加工食品の原料原産地表示および食品添加物表示について、猶予期間内に新表示へ移行することは最低限のことであり、早い段階から移行することが消費者の新表示に対する混乱を最小限に抑えることにつながります。事業者の中には新しい表示制度について認識が浅く、正確な表示の在り方について戸惑っているという声も聞きます。消費者庁などとの連携により、そういった事業者への積極的な支援策も検討していただきたい。（消費者）</p> | <p style="text-align: center;">3</p> |

| 意見の項目 | 意見の概要（意見提出者） | 北九州市としての考え方 | 番号 |
|---|--|--|----|
| <p>2 平成30年度の監視指導内容 (2)市内流通食品の衛生対策 ⑧加工食品等の安全性確保事業 【P11】</p> | <p>スーパー等によくみられる総菜などの加工食品のバイキング販売について、調理時の衛生・温度管理だけでなく、食品陳列後の衛生・温度管理についても検査・指導対象に盛り込んでいただきたい。スーパーの食品陳列では、消費者（特に子どもなど）が簡単に手を触れることができる状態にあり、また加工食品としての原材料やアレルギー表示義務もありません。店内トイレの使用後による細菌リスクや、アレルギーのコンタミネーションなども懸念されるため、トイレの衛生管理の徹底もふくめ、食品陳列のあり方にも衛生管理・指導が必要だと考えます。 またあわせて、P23別表4「重点的に立入を実施する施設」にある大量調理施設の対象に、スーパーも含めるべきだと考えます。（消費者）</p> | <p>スーパー等での食品の陳列後の衛生・温度管理についても、食品衛生監視員が立入り調査を行った際に指導しています。 スーパーは大量調理施設の定義にあてはまりませんが、大型スーパーは大規模流通施設として重点的に監視を実施しています。</p> | 4 |
| <p>6 食中毒等健康危害発生時の対応に関する事項 【P14】</p> | <p>健康被害が発生した際の消費者への情報提供のあり方については、発症後の対応などもふくめ、より迅速で正確な情報が求められます。そのためには医師・薬剤師等専門家との協力連携が不可欠であり、消費者にむけた迅速・正確な情報提供のために、北九州市食中毒等対応マニュアルなどを医師会・薬剤師会等にも周知徹底していただきたい。（消費者）</p> | <p>医師は食中毒の患者又は疑いの者を診断した場合は、保健所に届け出る事が食品衛生法で義務付けられており、保健所と医療機関で連絡体制を取っています。今後も引続き連携協力してまいります。</p> | 5 |
| <p>第四 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に関する事項 2 食品等事業者による自主的な衛生管理の推進 ④食品等事業者に対する危害分析重要管理点方式（HACCP）導入の推進 【P16】</p> | <p>HACCP導入型基準の啓発・指導については、昨年同様に優先度が高い業種からとしているが、今後すべての事業者への義務化が検討されていくことを考えた場合、同時に中小規模の食品製造事業者に対しても、対応を確実に進めていけるような積極的支援を検討していただきたい。（消費者）</p> | <p>HACCPの導入推進については、優先度の高い業種だけでなく、中小規模の事業者に対しても助言や指導、情報提供を行っており、引続き国の動向等を踏まえながら進めてまいります。</p> | 6 |
| <p>第五 関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の実施に関する事項 1 市民との情報及び意見の交換の実施 ⑤食品衛生市民講座、⑥一日食品衛生監視員委嘱事業 【P17】</p> | <p>これらの知識・情報の提供のための講座や啓発のための委嘱事業について、一般消費者への認知度は決して高いとは言えません。より認知度を高め、幅広い消費者に対して情報提供や啓発を行うためには、食の安全について興味・関心のある企業や消費者団体と連携して取り組むことが、その後の広がりを考えた場合、より効果的であると考えます。今後実施する際には、企業や消費者団体との連携および情報提供を検討していただきたい。（消費者）</p> | <p>啓発事業の参加者は、市政だより等で募集を行っており、毎回定員を超える多数の応募をいただいています。より幅広く消費者へ啓発をするため、事業実施結果の情報提供を検討します。 事業実施にあたっては企業の協力が不可欠であり、今後も連携してまいります。</p> | 7 |

| 意見の項目 | | 意見の概要（意見提出者） | 北九州市としての考え方 | 番号 |
|-------|--------|---|--|----|
| その他 | 全体を通して | 北九州市食品衛生監視指導計画（案）が決定し実施される際には、同計画を幅広く事業者や市民が周知することも重要であると考えます。そのために、計画案に対する市民からの意見募集もふまえ、簡易版（ダイジェスト版）の作成・配布等も検討していただきたい。（消費者） | 監視指導計画確定版の公表の際に、内容を要約した概要版も作成・配布をしております。 | 8 |